

○福岡県警察官の服制に関する規程の運用について(概要)

(平成7年福岡県警察本部内訓第16号)

この内訓は、福岡県警察官の服制に関する規程(平成7年福岡県警察本部訓令第12号。以下「規程」という。)の規定に基づき、規程の運用について、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 礼装
- 服装等の一部省略
- 交通警察官等の服装等

などの項目からなっている。